

燕市産業開発促進条例の一部改正について

燕市産業開発促進条例（平成18年燕市条例第150号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 6 年 3 月 6 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市産業開発促進条例の一部を改正する条例

燕市産業開発促進条例(平成18年燕市条例第150号)の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条を次のように改める。

(目的)

第1条 この条例は、本市の総合開発の推進に資するため、市内の対象地域に工場等を建設し、移転する市内事業者に対しての奨励措置を講ずることにより、企業立地等の促進を図り、もって本市における産業の健全な発展に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 奨励対象事業 日本標準産業分類(統計法(平成19年法律第53号)第2条第9項に規定する統計基準として定められたもの)で掲げる製造業、情報通信業、運輸業、卸売業又はこれらに準ずる作業を行う事業をいう。
- (2) 対象地域 地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律(平成19年法律第40号)第4条第1項の規定による地域経済牽引事業の促進に関する基本的な計画に定める本市内の重点促進区域及び工場適地(工場立地法(昭和34年法律第24号)に基づき、当該地域において工場の立地が適正と指定された地域)をいう。
- (3) 工場等 奨励対象事業の用に供する工場、倉庫及び事務所をいう。
- (4) 建設 新設又は増設、増築若しくは建替えをいう。

第3条第1項中「一般企業に対する指定については、」を「指定の対象は、」に、「工場適地指定地域内」を「対象地域内」に、「営み、工場適地指定地域及び市長の指定する地域に移転する事業所」を「営む者であって、対象地域及び市長の指定する地域に工場等を建設し、移転する事業者」に改め、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項の対象となる事業所及び事業協同組合

等」を「前項に規定する指定の対象となる事業者」に、「移転地域」を「移転する対象地域」に改め、同項を同条第2項とする。

第4条第2項中「事業所及び事業協同組合等」を「事業者」に改める。

第5条第1項中「事業所及び事業協同組合等(以下「指定を受けた者」という。)に対し、奨励金を交付し、又は」を「事業者に対し、固定資産税の」に改め、同条第2項及び第3項を削る。

第7条中「者」を「事業者」に、「を取り消し、又は奨励措置を停止し、既に交付した奨励金の全部又は一部を返還させることができる」を「又は不均一課税を取り消すことができる」に改め、同条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号を第3号とし、同条に次の1号を加える。

(4) この条例及び規則に違反したとき。

第7条を第9条とし、同条の前に次の1条を加える。

(奨励措置の承継)

第8条 市長は、合併、譲渡その他の理由により指定を受けた事業者に変更が生じたときは、その事業を承継したものに対し、奨励措置を行うものとする。

第8条を削り、第9条を第10条とする。

第6条第1項中「事業所」を「事業者」に改め、同条を第7条とする。

第5条の次に次の1条を加える。

(不均一課税の基準等)

第6条 不均一課税の対象は、燕市産業開発促進条例施行規則(平成18年燕市規則第126号)第4条に規定する事業開始報告書により報告した工場等、工場等の用に供する設備及びこれらの敷地である土地に対して課する固定資産税とする。

2 固定資産税の不均一課税の期間は、移転する工場等での事業を開始する日の属する年の翌年の4月1日を初日とする年度以降5年度とする。

3 固定資産税の不均一課税の税率は、燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)第50条の規定にかかわらず、次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ、

それぞれ同表の右欄に掲げる税率とする。ただし、減額する額は各年度において500万円を限度とする。

年度	税率
初年度	100分の0.14
第2年度	100分の0.35
第3年度	100分の0.56
第4年度	100分の0.77
第5年度	100分の0.98

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の燕市産業開発促進条例の規定は、令和6年4月1日以後に指定を受けた事業者について適用し、同日前に指定を受けた事業者については、なお従前の例による。